

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報定期第 149 号 別冊

総コ第 150 号
令和 5 年 9 月 19 日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市長 山中 竹春



包括外部監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたので、その旨を別添のとおり監査委員に通知します。

担 当：総務局コンプライアンス推進室
電 話：671-2329
e-mail：so-comp@city.yokohama.jp

包括外部監査 案件一覧

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
1	R04	環境創造局	【指摘1-1】	40	公園緑地維持課	受託者からの必要事項通知漏れ	<p>「委託業務 下請人選定通知書」と共に「委託業務 業務従事者選定通知書」を提出を受けるべきであったところ、受託者からの提出がなされていなかったことが分かった。また、その事について所管課から受託者への確認もしていなかった。結果として横浜市委託契約約款第9条第3項の規定が遵守されていないことになる。</p> <p>横浜市委託契約約款を遵守すべきであることは言うまでもないが、公園予定地維持業務という業務内容及びほぼ1年に及ぶその履行期間から考えても、現場作業業務従事者について下請人も含めて網羅的に把握し、現場ではもとより、書面においても確認できる体制を整え、不測の事態に備えることが大切である。そのためにも「委託業務 業務従事者選定通知書」はその追加、変更等の都度、提出を求め、確認漏れのないようにしなければならない。</p>	<p>不適切な状態の是正として、令和5年3月27日に「委託業務 業務従事者選定通知書」の提出をうけました。</p> <p>受託者からの必要事項通知漏れの原因が、受託者の認識不足と所管課の確認漏れであったことから、再発防止策として、業務初回打ち合わせ時に交付する監督員指示書に、「下請人の変更・追加があった場合には業務従事者選定通知書を速やかに提出する」ことを明記しました。打合せ時に、所管課と受託者が内容を確認しながらチェックを入れることで、共通認識を持てるようにしました。</p>
2	R04	環境創造局	【意見1-1】	41	公園緑地維持課	入札(見積)書等の様式変更への対応について	<p>新様式に統一されるまでは一定期間の準備が必要であるが、その間は、記入方法の再確認を促す等の方法により書類作成及び記載内容の確認について必要な混乱を招かないような対応をすることが望ましい。</p>	<p>様式を統一するため、入札(見積)依頼時には入札(見積)書の新様式を送付することとしました。</p> <p>また、見積合わせの場合は、押印省略をした場合でも「本件責任者及び担当者」の記載は不要であることから、記載不要である旨を記した記載例についても合わせて送付することとしました。</p>
3	R04	環境創造局	【意見1-2】	42	公園緑地維持課	公園愛護会に関する書類の体系的な整備	<p>平成17年以前に結成された公園愛護会について、その基盤となる結成届及び規約を確認する事ができない。横浜市の公園の約9割に公園愛護会が結成され、公園の日常の管理をしている公園愛護会が担う役割も大きい。その公園愛護会の基盤となる書類を確実に保管し、必要に応じて確認できる体制を整えておく必要がある。</p> <p>また、結成後、相当期間経過している公園愛護会も多く、規約の紛失や改定の必要性等も考えられる。この点からも、定期的に書類の見直しや更新作業を含め、公園愛護会関連書類を体系的に整備していく事が望ましい。</p>	<p>横浜市の公園愛護会制度は昭和36年から開始されていますが、書類に関することを定めた要綱の制定は平成12年のため、それ以前に結成された公園愛護会は結成届や規約を提出していません。また、結成届と規約の保存期間については、平成22年度までは3年保存としており、平成23年度から現行と同じ保存期間(常用3年)としているため、平成17年度以前に提出された結成届及び規約については、保存されていない状況です。</p> <p>保存されていない結成届については、毎年結成届と同じ項目が記載された現況届の提出を受けているため、この情報により実務上の処理を行っています。</p> <p>意見の内容及び文書分類表で定める書類の保存期間について、令和5年2月13日、21日、28日に土木事務所の関係会議で説明し、周知しました。</p> <p>規約については、改正時に提出いただけるよう、令和5年2月から3月に各土木事務所が令和5年度の現況届等の様式を送付する際に規約提出の依頼文を記載するとともに、規約に関する案内チラシを7月21日に土木事務所へ送付し、土木事務所へ配架するなど、継続的に公園愛護会へ周知することで公園愛護会からの適切な書類の提出を促し、公園愛護会関連書類を体系的に整備していくこととしました。</p>
4	R04	環境創造局	【意見1-3】	43	公園緑地維持課	公園愛護会の活動及び愛護会費に関する報告書について	<p>公園愛護会の今後の活動を、今まで以上に有意義で活気ある内容に方向づけるためにも、まずは、各区土木事務所及び公園緑地維持課が連携し、簡素で明確な収支報告書の様式を整備することが求められる。更には、公園愛護会の担当者が誤りのない収支報告ができるように、各区土木事務所において、記入方法の指導等を行える体制の構築が期待される。</p>	<p>意見の内容について、令和5年2月13日、21日、28日に土木事務所の関係会議で説明し、周知しました。</p> <p>各土木事務所では、令和4年度の収支報告書提出の依頼に伴い、様式の送付とともに記載例を送付し、公園愛護会に記入方法を案内しました。</p> <p>なお、今後は収支報告書のデジタル版の作成を計画しており、様式の簡略化とともに、自動計算等による誤記入の防止等を進めていきます(令和5年度モデル区実施、令和6年度以降全区展開予定)。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
5	R04	環境創造局	【意見2-1】	45	公園緑地管理課	予定価格積算方法の見直し	<p>市は、公園等の施設瑕疵及び管理瑕疵がある事故において、市が法律上の損害賠償責任を負った場合のために、賠償責任保険に加入している。</p> <p>(中略)</p> <p>予定価格の積算にあたっては、直近5か年の入札における応札額の平均値を基礎として算出されている。しかし、年度によっては、落札額の3倍を超えるような入札額もあるものの、それらも含めた平均値を採用している。</p> <p>予定価格は市の支出の上限となるものであり、より慎重な設定が求められる。令和3年度契約に係る入札においても、落札額の3倍を超えるような入札があったところであり、当該年度における落札金額の2倍を超える金額は排除して算出する等、算定方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>平均値を採用することで、ご指摘通り外れ値により予定価格が上昇していたケースがありましたので今年度から、外れ値を除外する方法にて適切な予定価格を設定し、入札を行います。</p>
6	R04	環境創造局	【意見3-1】	50	公園緑地整備課	小柴自然公園整備工事の特徴による影響と対応	<p>小柴自然公園の整備工事は次のような特徴があり、これを原因とする懸念もある。それらについては、今後、横浜市が利害関係者の意見を聞き、検討していくことを要望する。</p> <p>一つ目は、整備スケジュールの期間が長いことである。(中略)</p> <p>今後の10年間においては、経済状況や住民の志向及び年齢層などが変わる可能性もある。整備計画は必要に応じて見直すものとし、その場合、利害関係者に対して計画が予定どおり進んでいないという不安を与えないために、このような見直しを行うことを予め周知しておいた方がよい。</p> <p>二つ目は、敷地面積が約55.8haと非常に広大なことである。</p> <p>公園の面積がこれほど広いと維持管理にかかるコストは膨大な額になる。このコストについてはまだ整備を行っている段階から計算した方がよいと考えられる。(中略)</p> <p>また、駐車場が東側(湾岸道路側)にしかない状況であるが、これは警察との協議で制約が加わっているもので、現状では市としての対応が難しい問題である。自動車でのアクセスを考えた場合、公園の南側又は北側からのアクセスは東側(湾岸道路側)に進入してもらいやすくかなり離れた位置から誘導する標識が欲しいところである。また、それ以外にも、周辺の他の利用可能駐車場を周知するための工夫を考慮しておくことは必要である。</p> <p>三つ目は、小柴自然公園の周辺には公園や緑地が多いことである。(中略)</p> <p>小柴自然公園の周辺には、富岡総合公園、長浜公園、市民の森、海の公園、能見堂緑地、など大きな公園や緑地が多く来園者が分散する可能性は否めない。この点、小柴自然公園の特色は何なのか、どのような人をターゲットにしているのかを絞り込まないと来園者の安定的な確保は難しいと考えられる。(中略)</p> <p>周辺の他の公園等にはない何かが小柴自然公園にはあるという状態でも十分である。手付かずの自然、貯油施設の遺構、珍しい生物、またはそれ以外のアトラクションでも施設でも、小柴自然公園ならではの魅力づくりを今後考えていくことが望まれる。</p>	<p>小柴自然公園は平成17年に返還された旧小柴貯油施設跡地に整備中の広域公園です。地域からのご意見を踏まえ平成26年に策定した跡地利用基本計画をもとに跡地内の貴重な自然環境を活かした整備を進めています。この基本計画では、貯油タンク等基地施設の撤去に時間を要することから、令和14年度まで段階的に整備・公開する計画となっています。</p> <p>今後整備を進める第2期、3期エリアについては、令和5年9月の第1期エリア開園後に、基本計画の見直しを予定しています。計画見直しに際しては、公園利用者や地域の方だけでなく、関係する企業や団体にも広く周知し、幅広い意見やニーズを捉えるとともに、維持管理コストの縮減に向け、様々な整備・運営手法を比較検討し、小柴自然公園ならではの特色ある公園となるよう整備を進めていきます。</p> <p>また、公園のアクセスについては、ホームページにおいて、利用しやすくなりやすい案内となるよう、工夫していきます。</p>
7	R04	環境創造局	【意見3-2】	52	公園緑地整備課	契約変更における請書の印紙貼付について	<p>契約変更における契約書や請書についても印紙を貼付しなければならないが、上記の第1回変更の際に交わされた請書に印紙が貼付されていなかった。</p> <p>印紙を貼付する義務は、工事の契約相手先にあるため、市の貼付忘れではないが、契約書や請書を手交する際には印紙を貼付するよう指導されたい。</p>	<p>不適切な状態の是正として、契約相手に指摘事項を伝え、印紙を貼った請書を令和4年11月24日に受領しました。</p> <p>指摘事項の原因が確認不足であったため、再発防止策として今回事例について令和4年11月30日に課内で共有を行い、指導の必要性を周知しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
8	R04	環境創造局	【意見3-3】	53	公園緑地整備課	施工体制台帳への添付資料について(その1)	<p>本件工事においては、解体工事に関して三次下請、石綿除去及びフロン回収等に関して二次下請まで存在しており、元請人である株式会社小俣組より施工体制台帳及び施工体系図の写しが提出されている。</p> <p>その際、元請業者と下請業者との契約関係、下請業者と再下請業者との契約関係を示す書類として、注文書及び見積書が添付されているが、工期、工事場所、契約総額及びその内訳については記載されているものの、建設業法で求める契約書記載必要事項を網羅していない。</p> <p>確かに、建設事業者間の取引実態から、注文書及び請書の形態により請負契約が締結されている場合があるが、その場合には、契約書記載必要事項を記載した基本契約書を締結し、注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていれば足りるとされている(中略)。</p> <p>なお、契約書記載必要事項が記載された工事下請負契約条項を取り交わしていることを元請業者に確認したとのことであるが、施工体制台帳に添付されていない。</p> <p>施工体制台帳は施工責任の明確化と建設業法違反の防止を目的とするものであり、今後、適切な書類が添付された施工体制台帳が提出されるよう、内容の確認と元請業者への指導を徹底されたい。</p>	<p>不適切な状態の是正として、令和4年11月4日、元請人より契約書記載必要事項が記載された工事下請負契約条項の添付された、施工体制台帳の提出を受けました。</p> <p>指摘事項の発生原因が、請負人の法令等の認識不足、および工事監督員の確認不足であったため、再発防止策として、工事担当課では指摘事項の事例を用いて、情報共有するとともに請負人に対し、横浜市HPに掲載されている施工体制台帳作成に関する資料を共有したうえで、添付資料に漏れないよう指導を徹底することとし、工事依頼先の建築局にもこの対応を徹底するよう周知しました。</p>
9	R04	環境創造局	【意見3-4】	56	公園緑地整備課	施工体制台帳への添付資料について(その2)	<p>元請人である横浜庭苑株式会社より施工体制台帳及び施工体系図の写しが提出されており、下請業者と再下請業者との契約関係を示す書類として、注文請書が添付されているが、契約条件として、「見積要項 別紙見積書のとおり」と記載されているのみで別紙が添付されておらず、建設業法で求める契約書記載必要事項を網羅していない。</p> <p>今後、適切な書類が添付された施工体制台帳が提出されるよう、内容の確認と元請業者への指導を徹底されたい。</p>	<p>不適切な状態の是正として、令和4年11月9日、元請人より、別紙の添付された施工体制台帳の提出を受けました。</p> <p>指摘事項の発生原因が、請負人の法令等の認識不足、および工事監督員の確認不足であったため、再発防止策として、工事担当課では指摘事項の事例を用いて、情報共有するとともに請負人に対し、横浜市HPに掲載されている施工体制台帳作成に関する資料を共有したうえで、添付資料に漏れないよう指導を徹底することとしました。</p>
10	R04	環境創造局	【意見3-5】	57	公園緑地整備課	開園時期の延期について(舞岡八幡山しぜん公園)	<p>平成26年10月31日環境創造局公園緑地整備課、健康福祉局環境施設課、都市整備局市街地整備推進課合同で作成された横浜市記者発表資料によれば、事業スケジュールは平成27年度から平成31年度までを予定(用地取得、施設設計・整備)、平成32年度に供用開始予定とされている。</p> <p>しかしながら実際には、当監査期間中である令和4年11月4日にごく一部(東広場)を公開したにとどまっている。</p> <p>(中略)</p> <p>計画案によれば、公園内には遊具広場をはじめ、スポーツのできる多目的広場、避難場所にも対応した草地広場、農体験のできる分区分園に加え、2020年東京オリンピックで正式種目となったスケートボードのできるスケートボード広場も計画中であり、完成すれば多くの市民が年代を超えて楽しめる新しい公園になると期待される。現在の計画通りに工事が進み、1日も早い開園が待たれるところである。</p>	<p>当初想定していた以上の軟弱地盤の対策に時間を要した結果、全体のスケジュールに遅延が生じました。令和4年度に当該公園の都市計画事業認可の延伸手続きを行い、令和8年度末の全面開園に向け、計画を見直しました。令和5年度には多目的広場、令和6年度には遊具広場・入口広場などの先行公開をしながら、全面開園に向け、現在の計画通りに工事を進めるよう努めます。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
11	R04	環境創造局	【意見3-6】	58	公園緑地整備課	舞岡八幡山しぜん公園の管理運営における今後の課題について	舞岡八幡山しぜん公園の概要に記載の「沿革の概要」でも触れているが、本公園には墓園が隣接される予定である。従来、その性質が異なる点から隣接している等にかかわらず、公園と墓園は個別に指定管理者を定めて運営しており、一体的な管理等の前例はないが、例えば駐車場の共有等、管理運営を一体化することによるメリットもあるのではないかと考えられる。経費削減や合理性はもちろん、利用者の利便性、経済状況、少子高齢化等あらゆる状況を鑑み、従来の方策にしばられない柔軟で合理的な新しい指定管理の方法の考察も是非視野に入れることが望まれる。	横浜市指定管理制度運用ガイドラインでは、「別の条例で設置されている同種の施設を同一の指定管理者が管理することで設置目的をより効果的に達成できる場合には、複数の施設を一体として公募、選定及び指定手続を行うことが可能である。」とされており、舞岡八幡山しぜん公園と墓園との一体的な指定管理について、スケールメリットの活用とリスクとを比較考量のうえ、他事例なども参考にしながら検討を進めてまいります。
12	R04	環境創造局	【指摘4-1】	59	公園緑地事務所	設計書金額の誤字について	委託契約変更契約書が作成されているが、この変更契約書に添付され、袋とじされている「設計書(変更後)」に記載されている金額に誤りがあった。誤りの内容は、「,」(コンマ)を「.」(小数点)にしてしまうというもので見つけづらいものであるが、正式な契約書に添付し相手方と取り交わすものである以上、適切なチェックが行われる必要がある。以後、十分なチェック体制を構築されたい。	不適切な状態の是正として、令和5年7月に委託契約変更契約書の訂正を行いました。 指摘事項の発生原因が契約書のチェック体制にあったことから、再発防止策として、契約書のチェック体制を見直し、発注担当者、経理担当者によるダブルチェックを行う体制を構築しました。
13	R04	環境創造局	【指摘4-2】	60	公園緑地事務所	備品の物品管理簿への登録漏れ	本契約で取得した備品の管理状態について、物品管理簿の記載内容と現物確認及び管理状況の確認(一部抽出)を行ったところ、当備品に関しては物品管理簿への登録が確認できなかった。 その他、備品の管理状態について現物を実査した結果、管理シールが貼付されていた。シールには「名称」「分類番号(大-中-小)」「受入年月日」「局課名」は記載されていたが、整理番号の記載がなく、同名称・品質・形状のものについては個々の特定が不可能な状態となっていた。 (中略) 物品管理簿へもれなく重複なく登録し、手引きに沿った適正かつ効率的な運用がなされるよう改善すべきものであると考える。	不適切な状態の是正として、令和5年2月3日、当該物品の物品管理簿への記載を行い、合わせて管理シールへの整理番号の記載を行いました。 指摘事項の発生原因が物品管理についての認識不足であったことから、物品管理担当者を対象として改めて令和5年4月24日に指導を行い、所長、係長においても手続きについて確認を行いました。また、今後は定期的に備品出納簿記載内容と現物の突合を行います。

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
14	R04	環境創造局	【意見4-1】	61	公園緑地事務所	公園維持業務委託の4月実施について	<p>「金沢緑地ほか公園維持業務委託」は令和3年4月27日に契約が交わされ、契約の終期は令和4年3月31日となっている。同様に公園維持管理業務委託の多くは4月1日からの契約とはなっていない。</p> <p>(中略)</p> <p>現状、緊急に対応しなければならない事案が発生した場合には流用などで対応しているため、大きな問題となる事態は避けられているが、逆にいうと緊急性が低い事案については4月前半の一定期間放置してしまうこともあるということであり、このような状況は適切とはいえないのではないかと考えられる。</p> <p>厳密に4月1日から業務を開始する必要がある場合には債務負担行為として予算で定め、前年度末までに入札を実施する必要がある。一方で、自治体によっては、入札を4月に実施し、年間契約の期間を5月1日から翌3月31日までとし、4月分は前年度の契約事業者と随意契約しているケースもある。いずれにせよ、実質的に問題が発生していないとはいえ毎年度4月に公園維持管理業務に空白ができるような状況は解消すべきだった。</p> <p>なお、令和5年度からは4月1日付での契約を予定しているとのことである。</p>	定期巡回がある公園維持業務委託は切れ目なく行えるよう、令和5年度から、4月1日付で契約しました。
15	R04	環境創造局	【意見4-2】	62	公園緑地事務所	鉛筆書きによる内訳書の添付について	<p>本件においては、内訳を記載した設計図書を契約書に添付する方法としているが、令和3年6月9日付けの委託契約変更契約書の原本に添付された設計図書の「原契約金額」、「変更契約金額」及び「差引額」の集計額の記載が鉛筆書きであった。</p> <p>(中略) 契約書の原本に綴じ込む書類であることから、鉛筆書きや消えるボールペン等の使用は避け、消すことができない筆記具で記載することが適切である。</p> <p>本件においては、本来、受託者が手書きで作成した設計図書をコピーし、契約書に綴じ込む予定であったものが、誤って鉛筆書きのものを綴じ込んだものとのことである。今後、契約書の作成にあたっては、受託者からの提出書類の確認をより慎重に行われたい。</p>	不適切な状態の是正として、受託者に修正をさせました。 指摘事項の発生原因が記載事項の確認不足にあるため、再発防止策として、課内及び受託者と監査の指摘内容を共有し、受託者からの提出書類については適切な筆記具より記載されているか十分に確認を行います。
16	R04	環境創造局	【意見4-3】	64	公園緑地事務所	照明設備の修繕について	<p>噴水池のライトについては、3回の点検のいずれにおいても不具合が報告されており、監査時点の令和4年11月時点でも2か所のうち1か所について修繕はなされていない。</p> <p>結果として、港の見える丘公園噴水池のライトについて球切れが1年以上継続している状況にあるが、所管課によれば、安全面に影響を及ぼす事項を優先し、残りはやむを得ず予算状況に応じて対応しているとのことである。そのこと自体は理解できるが、一方で、噴水池のライトアップも港の見える丘公園の魅力の一つでもあり、安全面とともに、公園の魅力度の維持等も勘案した修繕を実施されたい。</p>	公園の修繕計画の策定においては、安全面に影響を及ぼす事項を最優先としつつも、観光公園としての公園の魅力度の維持に関わる修繕の優先順位を高くすることとしました。 なお、噴水池のライトについては上記策定計画をもとに令和5年度中に一部交換をおこない、残りのライトについても計画的な交換を実施していきます。

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
17	R04	環境創造局	【意見4-5】	69	公園緑地事務所	契約単位の見直し(分割発注、その1)	<p>それぞれ個別の取引となった理由は、作業を進める中で、赤玉土の不足が見込まれたため随時追加発注を行ったことによるものである。</p> <p>一方、3取引のうち2取引については見積日が7月8日で同日であり、少なくともこの2取引についてはまとめて発注することも可能であったといえる。また、3取引の納品日はすべて令和3年7月30日であることを考えると、結果論ではあるが、随時追加発注を行っても発注後ただちに納品されるものではなく、ある程度時間的な余裕をもって使用日に合わせて計画的に発注すべきものと考えられる。</p> <p>更に、横浜市における見積合せを省略できる金額が10万円未満と規定されているため、市の担当者は2人以上から見積書を入力するという事務手続を省略できるので、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる可能性がある。</p> <p>以上のことを鑑みると、合計金額が30万円弱の当該3取引は、あくまで1取引として2人以上からの見積書を徴したうえで業者選定が必要であったものと考えられる。</p>	<p>指摘事項の発生原因が契約事務の分割発注についての認識不足であるため、発注担当者を対象として契約事務について令和5年4月24日に、改めて指導を行い。所長、係長においても契約事務の手続きについて確認を行いました。</p> <p>また、計画的な物品購入や購入数量の精査の徹底について、令和5年4月24日に事務所内職員に周知しました。</p>
18	R04	環境創造局	【指摘5-1】	73	環境活動支援センター	物品管理簿の見直し	<p>物品管理簿には平成25年以前の出納年月日の物品について金額が未記入となっているものが多く見受けられた。また、所管課に確認したところ、監査日においては各物品に番号を付しシール等を貼付する事による個々の管理も行われていなかった。</p> <p>横浜市の所有する物品について、正しい把握と管理は必須である。一定の期日を決めて棚卸を行う等、管理簿と実際の物品の付け合せを行うと共に、その物品の使用状態を確認する事も必要である。そうすることにより、管理簿を活用し、実在する物品及び数量を正確に把握する事ができる。また、すでに耐用年数を経過し、使用不能となっているものについては、必要に応じ適切に廃棄する事が求められる。</p>	<p>不適切な状態の是正として、令和5年6月26日現行の物品規則に基づき、管理簿と物品の棚卸作業を実施し、備品管理簿の金額等、未記入箇所の追記修正、該当する備品に番号を付したシールを貼付しました。</p> <p>また、耐用年数を経過し、既に不要となった物品については、令和5年6月26日に適切に廃棄しました。</p> <p>今後は年に一度は管理簿を活用した棚卸を実施することにより物品の正しい把握と管理を行ってまいります。</p>
19	R04	環境創造局	【意見5-1】	73	環境活動支援センター	見積合せ方式の見直し	<p>2者の見積金額に5倍近い乖離がある状況で、単純に価格の低い業者を選定することが適切であったと言えるかどうかについては再検討が必要と考える。例えば、低い方の金額で適正に業務が遂行できるか、作業にかかる人件費は十分に賅えるか、あるいは高い方の金額は市場価格を適正に反映するものなのか等を検証する必要がある。</p> <p>すなわち、仮に規則上の問題点がない場合でも2者のみの見積合せにおいて両者の見積金額に大きな乖離があった場合には、設計書、仕様書の内容を再確認するとともに、見積合せの依頼先を増やすなどの方法により、より適切で客観的な取引金額で委託先を選定することが望まれる。</p>	<p>見積合わせについて、2者の見積金額に乖離がある状況であった場合は適正に執行できるかどうか確認した上で契約を行うなど、より適切で客観的な取引金額となるよう対応を徹底します。</p>
20	R04	環境創造局	【意見5-2】	74	環境活動支援センター	公益財団法人横浜市建築保全公社との一者随意契約の理由について	<p>横浜市こども植物園本館棟シャワー室設置工事実施設計業務委託について、公益財団法人横浜市建築保全公社(以下「建築保全公社」という。)と一者随意契約により契約を締結している。</p> <p>(中略)当設計業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する、その性質又は目的が競争入札に適していないものであるとは考えられない。</p> <p>横浜市と建築保全公社は、市の公共建築物の保全関連事業等を円滑に推進するため、「横浜市公共建築物保全事業等の推進に関する協定」(平成28年7月1日)を締結しており、協定では、修繕事業がその業務に含まれている。したがって、建築保全公社に委託すれば確かに迅速かつ効率的に執行できると考えられる。</p> <p>しかし、その性質又は目的が競争入札に適さない理由に該当するか否かは、個々の契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的、実施時期等を考慮して判断されるべきであり、随意契約の理由にはその判断の結果を個別具体的に記載する事が望ましい。</p>	<p>本契約については業務の内容及び性質を考慮したところ、公共建築物に関する専門知識を有し、現場制約がある中で調査・設計から工事発注及び工事監理までを確実に実施することができるのは公益財団法人横浜市建築保全公社(以下「建築保全公社」という。)のみであり競争入札に適していないと判断したため、今年度の契約も公益財団法人横浜市建築保全公社と随意契約を締結しました。</p> <p>また、本契約を締結する理由には上記のような判断の結果を個別具体的に記載するよう徹底しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
21	R04	金沢区	【指摘6-1】	77	金沢土木事務所	変更請書の日付の記載誤り	<p>本工事は、工事の途中において契約内容の変更を行っている。この変更は、施設の破損等、早急な措置が必要となったため、各工種の数量等を変更したもので、変更内容としては、契約金額が38,060円(税込)増額になっている。その際に作成された工事設計変更指示書及び請書の日付は令和3年8月31日であったが、本工事にかかる工事完成届出書の日付は令和3年8月30日となっていた。</p> <p>工事の完成は令和3年8月30日が正しく、契約変更における書類上の手続きに誤りがあったようである。契約変更の際の手続きには十分注意されたい。</p>	<p>不適切な状態の是正として、工事設計変更指示書及び請書の日付を修正しました。</p> <p>指摘事項の発生原因が契約変更における変更請書の日付の記載誤りであったため、再発防止策として令和5年4月4日に研修を行いました。</p> <p>また、同日の土木事務所の係会議において、指摘事項の内容、ダブルチェックの徹底を周知しました。</p>
22	R04	港北区	【意見7-1】	78	港北土木事務所	港北土木管内公園施設修繕工事の契約期間について	<p>令和4年4月1日から令和4年4月12日までの間、契約業者が存在してなかったことが確認できる。</p> <p>管内一円工事が「突発事故等」に対応するため、年間を通じて切れ目なく工事発注していく工事であることと鑑みると、公園施設修繕工事に空白ができる状況は避けなければならないものと考えられる。</p> <p>自治体によっては、入札を4月に実施し、年間契約の期間を5月1日から翌3月31日までとし、4月分は前年度の契約事業者と随意契約しているケースもあることを考えれば、本契約のように、債務負担行為として予算で定めたにもかかわらず入札不調というようなケースは稀であると思われるが、公園施設修繕工事に空白ができる状況は解消すべきであり、契約の方法も含めて再検討する事が望ましい。</p>	<p>公園施設修繕工事に空白ができる状況は避けなければならないため、従前の債務負担行為といった契約方法に加え、これまで実施していなかった別の契約方法として、ゼロ市工事(※)も活用し複数の工事を同時期に発注することで、不調による空白期間が発生するリスクを減らすよう、今後の事務手続及び必要な予算要求等を進めます。</p> <p>そのうえで、同時期に行う複数の工事発注の全てが入札不調となるなど、不測の事態においては、本市職員による直営対応又は緊急契約の締結によって市民の皆様の安全を守ることができるよう、必要な対応を行います。</p> <p>※ゼロ市工事：債務負担行為を設定した工事を前年度2～3月中に前倒しで契約し、前年度中を余裕期間として支出を行わない工事</p>
23	R04	港北区	【意見7-2】	80	港北土木事務所	港北土木管内公園施設修繕工事に関する入札の不調について	<p>ランダム係数を採用した結果として、最低制限価格を超えた者が1者しか選ばれなかった場合で、偶然にも、その者が適格性に欠ける者だった場合には、現状の入札参加資格及びランダム係数の設定方法では、入札が不調となる事を完全には防止できていないこともまた事実である。入札が不調となると、再度やり直すための時間や費用も掛かるため、1件でも不調となる数を少なくすることが求められる。</p> <p>例えばランダム係数については、必ず2人以上が最低制限価格を超えるような設定とするなど、今後の改善点として対応を検討されたい。</p>	<p>事業進捗の遅れや経費の節減のため、不調対策に取り組むことは重要であることから、本市では昨年度より再度入札の試行を行うなど、その対策を行っているところです。入札の公平性・公正性や競争性を確保しつつ、引き続き不調対策に取り組んでいきます。</p>
24	R04	環境創造局	【指摘8-1】	84	港の見える丘公園	請負代金内訳書の記載誤り	<p>横浜市工事請負契約約款第4条第1項の規定により、工事名・工期(契約年月日、着手年月日、完成期限)・契約金額を記した「請負代金内訳書」が適時に提出されている。</p> <p>しかし、軽微なミスではあるが、下図表のように契約金額の記載内容に100万円の誤りがあった。正式な契約書に添付し相手方と取り交わすものである以上、適切なチェックが行われる必要がある。以後、十分なチェック体制を構築されたい。</p>	<p>不適切な状態の是正として、指摘後、事業者から改めて、正しい金額の記載された「請負代金内訳書」の提出を受けました。</p> <p>指摘事項の発生原因が確認不足であったことから、再発防止策として受託者から提出された際は書類の不備がないかを複数人で確認を行うこととしました。</p> <p>また、令和5年3月15日、課内及び受託者と監査の指摘内容を共有しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
25	R04	環境創造局	【指摘8-2】	85	港の見える丘公園	固定資産台帳の取得価額金額の修正	<p>「港の見える丘公園基盤整備工事」に関して、固定資産台帳への登録を確認したところ、変更契約後の同工事に係る税込支出額は48,885,100円であるものの、同工事の固定資産台帳の取得価額は58,334,100円となっていた。</p> <p>(中略)</p> <p>「港の見える丘公園ほか1公園一部基本設計業務委託」は(中略)港の見える丘公園と元町公園の基本設計業務委託であり、元町公園の設計も包含するものであることから、当該設計業務委託に係る金額の全額を付随費用とすることは適切ではないと考えられる。具体的には、公園の面積比等の合理的な基準によって按分し、港の見える丘公園の設計に係る部分だけを付随費用としてNo.④の本体工事に加えるべきものであったと考えられる。</p> <p>(中略)「港の見える丘公園毎木調査設計業務委託」については、「工種内訳書」を閲覧すると、主たる内容のうち「樹木集計表の作成及び現地樹木番号マーキング」などの固定資産の取得に直接関わらない調査費用を含んでいる点や、そもそも当該設計業務委託契約の履行期限が令和4年3月31日であり、(中略)「港の見える丘公園基盤整備工事」の完成期限の令和4年1月31日より後の調査であることから、(中略)「港の見える丘公園毎木調査設計業務委託」に基づき施工されたものとは考えにくく、本体工事の付随費用として取得価額に含めるべきものではないと判断される。</p> <p>上述のとおり、「固定資産台帳計上の手引き」記載のルールに基づき、「港の見える丘公園基盤整備工事」の固定資産台帳への取得価額を修正する必要がある。(中略)</p> <p>以後類似のミスがないよう、所管課として固定資産台帳登録時の留意事項を引き継いでいくことが望ましい。</p>	<p>不適切な状態の是正として、関係課と調整を行い、令和5年12月に固定資産台帳の修正を行います。</p> <p>また、類似のミスが起きないように登録時の考え方について整理した文書を引き継ぎます。</p>
26	R04	環境創造局	【意見8-1】	88	港の見える丘公園	契約単位の見直し(分割発注、その2)	<p>「屋外用凸凹サインシート「一方通行」Aの購入」の請書に記載されている日付は、山下公園では令和3年4月9日、港の見える丘公園では令和3年4月15日となっており、請書締結のタイミングに若干のずれはあるものの、いずれの公園においても見積書を徴収した日付は令和3年4月5日であった。また、いずれの見積書も記載金額は10万円を下回っているため、契約の概要の「一者随意契約の理由」に記載のとおり、2人以上から見積書を徴収していない。</p> <p>このように取引業者が10万円を下回る見積書を提示することにより、市の担当者は2人以上から見積書を徴収するという事務手続を省略できるので、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる可能性がある。</p> <p>したがって、「屋外用凸凹サインシート「一方通行」Aの購入(24枚)」のように、同じタイミングで同じ物品の見積書を徴収する場合には、見積合せを実施して取引価格の妥当性を確保できるように、契約を分割することなく、統合して見積書を徴収することが適切であったと考えられる。</p>	<p>指摘事項の発生原因が検証不足であったため、再発防止策として課内研修をしました。今後、同様の状況で物品を発注する際には、見積合せを行い、統合した見積もり書を徴収します。</p>
27	R04	環境創造局	【意見8-2】	89	港の見える丘公園	請書締結前の記載内容の確認	<p>後から発注した港の見える丘公園の発注分については、山下公園と同じデザインのシートを発注しているため、新たにデザイン設計を行う必要はないと考えられるが、請書では全く同じ内容の記載がなされている。同じものを後で発注したにもかかわらず、企画デザイン費が再度同額で発生していることには疑問を持たざるを得ないがある。</p> <p>後から同一の物品を発注する場合に企画デザイン費が再度同額で発生している点については、二重にコストがかかっていると考えられるため、市の担当者は港の見える丘公園の請書の記載内容を確認し、相手方に質問するなどの追加の対応が必要であったと考えられる。</p>	<p>指摘事項の発生原因が確認不足であったため、事例を課内で共有し、今後、後から同様の物品を発注する際は、後から発注した物品の請書の記載内容を確認し、相手に質問するなど、見積内容について適切かどうか十分に確認します。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
28	R04	環境創造局	【意見8-3】	90	港の見える丘公園	業務報告書の記載内容について	<p>受託者の実施業務が、仕様書で定めるとおりに適切に実行されているかどうかを確認するため警備報告書を閲覧したところ、巡回日時が仕様書で定めるとおりの時間で行われていないことが分かった。(中略)</p> <p>仕様書では、実施時間について、開門時は所定時間の前後30分ずつ(開門時間を挟んだ1時間)と記載しているため、警備報告書記載の時間(開門時間を挟んだ30分のみ)では仕様書の要求時間に足りていない。また、開門時は所定時間後1時間とあるが、警備報告書記載の時間は所定時間の前後30分となっており、仕様書とおりの時間帯で履行されていないことがわかる。</p> <p>特に開門作業時間については、積算時の作業時間である1時間に不足してしまっている。開門のほかには巡回警備を行っているのであれば、その旨や巡回の時間を記載するなどしないと、契約不履行となりかねない。</p> <p>このように、受託者から提出された警備報告書の記載内容では仕様書のとおり契約が履行されていないにも関わらず、所管課でその不備に気づいていなかった。以後、十分なチェック体制を構築するとともに、業務報告書の書式や記載内容について契約締結直後に市の担当者と受託者として予め協議しておくことが望ましい。</p>	<p>指摘事項の発生原因が委託仕様書の内容の認識不足による履行確認誤りであったため、再発防止策として、仕様書の内容や文言を見直しました。さらに、警備報告書の十分な確認や本市担当者と受託者として予め委託仕様書の内容について協議を行うなど、適切な履行管理を徹底します。</p>
29	R04	環境創造局	【意見8-4】	91	港の見える丘公園	便所清掃委託業務に係る実施時間等の検討	<p>受託者から提出された便所清掃点検表を閲覧したところ、各公園の1回目の清掃については、多くの日で午前6時頃に開始しているが午前11時までかかっていた。一方、2回目清掃については、午後1時から午後2時までの間に終了しているケースが多く見受けられた。</p> <p>所管課によると、実施時間については公園利用者の少ない午前9時までに1回目の清掃を終わらせるように仕様書を設定しているとのことであるが、実際の受託者の作業時間は、午前6時に開始しても午前11頃までかかっているケースが多く、仕様書とおりの実施時間とはなっていない。</p> <p>したがって、担当者は、受託者から提出された報告書の確認によって、仕様書とおりに履行されていないことを指摘するとともに、実施時間について受託者と協議する必要があったと考えられる。今後も当該業務委託が継続するのであれば、仕様書の実施時間の記載内容について検討を行う必要がある。</p>	<p>令和5年度の委託仕様書の実施時間の記載内容について、1回目の清掃を午前11時までに行うよう見直しました。</p> <p>受託者には仕様書に添った作業計画の提出を求めます。</p> <p>また、報告書を確認し、仕様書と異なる履行内容が確認された場合は、直ちに受託業者に指導し、必要に応じ協議を行うなど、適切な履行管理を徹底します。</p>
30	R04	環境創造局	【指摘9-1】	94	山下公園	業務報告書の提出漏れ	<p>実施状況内容を業務報告書で提出することが、仕様書に定められていたものの、受託者から業務報告書の提出がなかった。市としては、履行期間中の実施状況の確認や撤去作業の確認を行っていたが、仕様書に定めるとおりに業務報告書の提出を求める必要があった。</p> <p>提出書類の漏れを防止するため、十分なチェック体制を構築するとともに、業務報告書の書式や記載内容について契約締結直後に市の担当者と受託者として予め協議しておくことが望ましい。</p>	<p>不適切な状態の是正として、令和5年7月31日受託者から業務報告書の提出を受けました。指摘事項の発生原因が確認不足であったため、再発防止策として課内で事例の共有をするとともに仕様書に基づく履行内容の確認徹底するよう指導を行いました。</p> <p>今後は委託締結直後に本市担当者と受託者として予め委託仕様書の内容について協議し、提出書類の漏れや履行不備が発生しないように徹底します。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
31	R04	環境創造局	【意見9-1】	95	山下公園	山下公園レストハウスの管理運営(Park-PFIの導入)について	令和3年9月より新たにPark-PFIによる公募を行い、令和4年2月に横浜市公園公民連携推進委員会の審議を経て事業予定者が決定した。 Park-PFIの導入により、認定期間も20年となっているため、長く良いものとなるように民間事業者と市が継続的に連携を図り、市として公民連携のノウハウを蓄積することが必要である。そして、他の公園でも適切な場合にはPark-PFIを活用し、「横浜市中期計画2022～2025」に掲げているようPark-PFIなどの公民連携事業の推進について、目標値の20事業を達成するため、今後も公募型事業の推進等に積極的に取り組むことが期待される。	いただいたご意見をもとに、今後も民間事業者と本市が継続的に連携を図り、市民にとってよりよい施設となるよう取り組んでいきます。 また、他の公園でも、適切な場合はPark-PFI等を活用し、公募型事業の推進等に積極的に取り組んでいきます。
32	R04	環境創造局	【意見9-2】	95	山下公園	警備報告書の書式の見直し	受託者から提出された警備報告書を開覧したところ、仕様書の定めのとおり、警備員の氏名、公園名、巡回日時、違法行為等の内容等の記載があったが、発生場所の記載がないため、山下公園内のどこで違法行為等やその他特記事項記載の事象があったかが明確ではなかった。 立哨警備の場合、担当者別で発生場所がわかるため、警備報告書の記載を担当者別にするなど、警備報告書の書式等について、契約締結直後に市の担当者受託者と予め協議しておくことが望ましい。	令和6年度の警備報告書から、違法行為等の発生場所を記録するような書式に変更しました。また契約締結後に本市の担当者と受託者で警備報告書の内容について確認を行うこととしました。
33	R04	環境創造局	【指摘10-1】	98	グランモール公園	部分完了に係る委託完了届出書の誤記載	完了届出書を開覧したところ、次のとおり2つの問題点が検出された。 ① 令和3年4月分の完了届出書について、受託者が届出の日付を令和3年5月6日と記載すべきところ、令和2年5月6日としていた。また、同書類の部分完了期限・部分完了年月日についても、令和3年4月30日と記載すべきところ、令和2年4月30日と誤記載していた。令和3年5月分の完了届出書の日付についても、同様に「令和3年」を「令和2年」と誤記載していた。 ② 部分完了検査希望年月日の記載が行われていなかった。 実務上大きな支障はないものと考えられるが、「部分完了に係る委託完了届出書」は約款に基づき提出され、部分払いの基礎となる資料であるため、市としては適切に確認を行い受託者に訂正を促すべきであった。	不適切な状態の是正として、完了届出書の届出の日付及び部分完了期限・部分完了年月日についての記載を正しい日付けに令和4年3月1日訂正しました。また、部分完了検査希望年月日を令和4年3月1日訂正しました。 指摘事項の発生原因が提出書類の確認不足であったため、再発防止策として、課内及び受託者と指摘内容の共有を令和4年3月15日行い、今後は受託者から提出された際は書類の不備がないかを複数人でチェックを行うこととしました。
34	R04	環境創造局	【意見10-1】	99	グランモール公園	仕様書の記載に合わせた作業日報の書式について	受託者から提出された作業日報を開覧したところ、作業日報に作業時間を記載する項目が設けられていなかった。仕様書には作業時間・体制の目安が示してあるため、作業員数のみならず、作業時間の報告は必須である。また、グランモール公園には落葉樹が多くあり、秋の行楽シーズンには本業務の完了時間も遅くなるが見込まれることから、時間管理が適切に遵守されているかを確認することが必要である。 したがって、市は仕様書の記載に合わせた報告を行わせるため、受託者に作業日報の書式や記載内容について指導することが望ましい。	今後は、年度当初に、提出する作業日報の使用する報告書のひな形の提出を求め、記載内容を事前に、作業時間等が記載できる書式となっているか確認することとしました。受託者から提出された際は、作業日報が仕様書に沿った内容のものか十分な確認を行い、仕様書に沿った内容になるよう指導します。

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
35	R04	環境創造局	【意見11-1】	102	山手公園	予定価格の積算について	<p>所管課の予定価格の積算は、市のルールに則った手続によって行われており、当該契約の主たる部分である高所のヒマラヤスギを剪定する作業については、積算単価を決定する際に3つの業者から参考見積書を徴収し、真ん中の金額を提示した業者の単価を利用している。</p> <p>一方、入札結果を見ると、本業務では応札者8者のうち6者が最低制限価格未満での入札となっていた。市の積算はルールに沿って行われていたが、結果的には、積算価格を基礎とした予定価格及び最低制限価格の設定が市場価格等を反映した適切な金額であったのかどうかには疑義が残る。</p> <p>したがって、本業務についてはヒマラヤスギが成長すれば将来的に再び発生することが見込まれるため、次回の入札時に積算単価を決定する際には、例えば今回入札を行った各事業者から見積書を徴収するなど、適切に市場価格を反映させるための工夫を行い、予定価格の積算を行うことが望ましい。</p>	<p>次回、同様の工事の予定価格を決定する際は、その業務の内容や特殊性に合わせ、見積り徴収先や徴収数を検討することにより、適切に市場価格を反映させた積算となるよう取組みます。</p>
36	R04	環境創造局	【意見12-1】	105	根岸森林公園	収支報告書における指定管理料の誤計上	<p>令和3年度における年度協定書によれば、根岸森林公園の指定管理料は80,679,314円であるが、指定管理者から提出された令和3年度事業報告書に記載されている収支報告書には、指定管理料として80,059,858円が計上されている。</p> <p>指定管理料の額に影響はないものの、収支報告書に記載された事業報告書は、市のウェブサイトにも公表されるものであり、正確に記載するよう指定管理者を指導する必要がある。</p>	<p>いただいたご意見をもとに、令和5年2月に指定管理者と指摘事項の共有をするとともに、事業報告書の記載方法について指導しました。</p> <p>また所管課内で指定管理者から提出された書類の確認について、徹底しました。</p>
37	R04	環境創造局	【意見12-2】	105	根岸森林公園	収支報告書説明欄の記載等について	<p>収支報告書は事業報告書とともに市のウェブサイトにて公表されるものでもあり、差額が大きく発生している科目については、その要因に関する簡潔な説明を記載するよう指定管理者を指導されたい。</p> <p>また、令和元年度の収支報告書から同様の傾向が続いており、指定管理者の予算編成自体が実態に即していない可能性もある。このため、予算額が実態に即したものの可否が改めて見直すよう、併せて指定管理者を指導されたい。</p>	<p>いただいたご意見をもとに、事業計画書の提出時点で、差額が大きく発生している科目について、予算現額が事業計画に沿ったものとなっているか改めて見直すよう指導し、所管課内で確認を行うよう徹底しました。</p> <p>今後は事業計画書と事業報告書を比較し、差額が大きく発生している科目については簡潔な説明を記載するよう指定管理者に指導します。</p>
38	R04	環境創造局	【指摘13-1】	108	横浜公園	都市公園台帳の記載漏れ及び更新について	<p>横浜公園の現地視察を行った際、公園施設台帳に記載された「遊戯施設 鉄棒」の現物が確認できなかった。所管課によれば、平成26年に撤去したものであり、その際に公園施設台帳からの除却が漏れたものと推測されることである。</p> <p>公園施設台帳を含む都市公園台帳は、各事業所管部署からの公園施設の取得や除却等の報告に基づき、公園緑地管理課が作成している。今後、公園施設の除却時における公園緑地管理課への報告を徹底するとともに、実際の公園施設との齟齬が生じていないか改めて確認する必要がある。(中略)</p> <p>また、公園の概要にも記載のとおり、市の都市公園台帳には「沿革の概要」欄を記載する様式になっているが、その一部について最新の状況に更新されていないものが見受けられた。横浜公園に限らず、他の公園についても、最新の状況が記載されているかどうかについて、改めて確認する必要がある。</p>	<p>不適切な状態の是正として、既に除去されている施設について、公園施設台帳の適切な更新を行いました。</p> <p>今後、工事の竣工後に更新の手続きを適切に行います。</p> <p>公園緑地管理課では、公園施設の報告が漏れることがないよう、引き継ぎフロー関係係長会、土木事務所管理係長会等で全事務所へ周知しました。</p> <p>また、公園台帳の「沿革の概要」について、最新の状況になるよう記載を更新しました。他の公園についても、全ての台帳に最新の状況が記載されていることを確認しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
39	R04	環境創造局	【意見13-1】	109	横浜公園	横浜スタジアム増設工事に伴う原状回復工事について	<p>今回の横浜スタジアム増築工事においては、回遊デッキにつながる階段や回遊デッキの支柱などが公園内に新たに設置されるため、増築前は芝生敷きであったところがアスファルト舗装に変更されるなどの外構床の変更等も行われることとなったが、引渡後の令和2年12月31日時点でも、以下のとおり、原状回復のための復旧施工工事が行われていないところがある。</p> <p>市は、原状回復へ影響を及ぼす周辺の工事計画や進捗状況を確認し、株式会社横浜スタジアムがいつの時点でどのような原状回復工事を実施すべきかを明確にすることが求められる。</p>	<p>横浜公園は市庁舎移転を契機とした関内駅周辺地区の新しいまちづくりの核となる重要なエリアであり、今後も公共工事(旧市庁舎街区からのデッキ接続工事等)で園内の舗装等を取り壊す可能性があるため、現時点で未施工部分の具体的な復旧スケジュールは決まっておりません。令和8年3月に横浜公園を含めた周辺地区の公共工事が完了する予定のため、公共工事を完了の目途が立ち次第、未施工部分の原状回復工事計画を横浜スタジアムと協議・検討していくこととします。</p>
40	R04	環境創造局	【指摘14-1】	112	海の公園	指定管理施設における公園維持管理業務の第三者委託について	<p>「公園維持管理」業務(136,937千円)については、基本協定書第19条に記載されている『公園の管理運営の主たる部分の業務』に該当する可能性があり、第三者に委託することはできないのではないかと考えられる。</p> <p>理由としては一つには金額がある。指定管理料は年額で232,843千円である。したがって、「公園維持管理」業務は、全業務の金額ベースにおける58.8%に相当するが、これは海の公園の管理運営業務の主たる部分と言って良い割合と考えられる。</p> <p>また、業務の内容も「公園維持管理」となっており、正に公園の管理運営そのものであるといえる。</p> <p>(中略)少なくとも公園の管理運営業務の中で指定管理者が直接行う業務はもっと多くなくては指定管理者の存在そのものに不要論が出てきかねない。全体の業務のコーディネータだけならば、指定管理者ではなく、それは市が直接行うべきである。</p> <p>市としては、まず、『公園の管理運営の主たる部分の業務』を定義し、指定管理者が実施すべき業務を再度確認する必要がある。また、「公園維持管理」業務(136,937千円)の内容についても把握し、必要ならば、「公園維持管理」業務については、市が直接発注することも検討すべきである。</p>	<p>『公園の管理運営の主たる部分の業務』を定義し、指定管理者が実施すべき業務を再度確認する必要がある。また、『公園維持管理』業務(136,937千円)の内容についても把握し、必要ならば、『公園維持管理』業務については、市が直接発注することも検討すべきである。』という指摘については、今年度当初に本市と指定管理者との間で締結する年度協定書に「公園の管理運営の主たる部分の業務」は、「基本協定第9条第1項の第1号、第2号、第3号の業務を統括し、企画立案・実施調整等を行うこと」と記載し、海の公園の管理運営の主たる部分の業務の定義をしました。</p> <p>令和6年度の次期指定管理者公募時には、特記仕様書等を見直し、海の公園の管理運営の主たる部分の定義を記述し、主たる業務の具体的な内容を明確化します。</p> <p>なお、現在、海の公園は多様化する市民ニーズにより効率的、効率的に対応するため、指定管理者が企画立案等の運営業務から園内の維持管理作業まで一体的に管理しています。市が直接『公園維持管理』業務のみの発注を行い管理することになった場合、横浜市及び指定管理者が園内業務を分割して管理することとなり、一貫した公園の維持管理業務の統括・管理が難しくなります。一例として、事故やクレーム等の緊急対応が求められる事案が発生した際、指定管理者による現地での対応が難しくなり、市民サービス低下が懸念されます。また、市職員が公園に常駐する場合には、さらに人件費の発生が見込まれます。</p> <p>以上のとおり検討した結果、現時点では、引き続き指定管理者が一体的な管理を行う事が望ましいと考えます。</p>
41	R04	環境創造局	【意見14-1】	113	海の公園	指定管理者が行う修繕について	<p>少なくとも最近3年間の修繕費の発生状況は、概ね当初予算の50%を若干超える程度の額に収まっている。</p> <p>(中略)</p> <p>市としては、指定管理者と協議しながらどちらが負担すべきかを決定しているとのことであるが、結果的に修繕のために用意した予算はかなりの割合で余っているという状況であり、それが最近3年間にわたって続いている。</p> <p>そうであるならば、「海の公園柴口女子トイレ棟改修委託」のような修繕はむしろ指定管理者に実施してもらい、それによって年度後半に修繕予算の余剰がなくなり、その上で、修繕が必要な事案が発生した場合、市の予算で修繕を行うようにした方が負担関係は明快である。また、それが基本協定書第20条第2項のただし書きの本旨とも考えられる。</p> <p>今後、指定管理料を積算する際の修繕費については、実態を踏まえた金額を反映して決定されたい。</p>	<p>次期指定管理料の修繕費については、過去数年の修繕費の執行実績を基に次期指定管理期間の修繕費については実態を踏まえた金額として算定しています。</p> <p>指定管理者が実施する修繕について、これまでは指定管理者が費用の節減という観点から執行額を少なく抑えていましたが、ご意見の内容を踏まえ、100万円未満の工事は基本協定通り、指定管理者が実施し、年度後半に修繕予算の余剰がなくなり、その上で、修繕が必要な事案が発生した場合は市予算で修繕を行うなど、必要な修繕を計画的に執行するよう指定管理者と協議します。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
42	R04	環境創造局	【指摘15-1】	117	舞岡公園	物品管理簿の記載誤りについて	<p>物品に貼付のシールと物品管理簿の記載内容は一致していたが、物品購入の請求書等の証憑と照合したところ、型番、納品日、金額が一致しないことが分かった。</p> <p>(中略)</p> <p>同時期に同種の物品を購入した場合には、このような誤りは起こり得るものと考えられる。しかしながら、物品の新規購入は重要な契約であると同時に、今後長年にわたり使用する物品の管理もまた、極めて大切な業務である。各担当者が連携し、ダブルチェックを行うなど誤りの無い事務処理体制を構築すると共に、仮に誤った場合でも、定期的な実査を行うことで発見、訂正できるような物品管理体制の構築も求められる。</p>	<p>不適切な状態の是正として、令和4年11月に物品管理簿を訂正し、請求書等の証憑と一致するようにしました。</p> <p>再発防止策として備品シールの記載と請求書記載の情報が一致していることを物品購入担当者及各公園担当者によるダブルチェックが行える体制を構築しました。</p> <p>また、定期的の実査を行います。</p>
43	R04	環境創造局	【意見15-1】	120	舞岡公園	書類内の誤字について	<p>契約について、一連の書類の一部に誤字が見受けられる。正しくは「令和3年度舞岡公園クリハラリス回収処分等業務委託」であるのに対し、契約登録票及び支出命令書内に記載された執行内容には「令和3年度舞岡公園クリハラリス改修処分等業務委託」と記載されており、誤字と思われるが、このような確認漏れのないよう、注意を払うことが必要である。</p>	<p>起案作成者が起案について、誤字脱字等をしないよう注意するとともに、誤字脱字等の確認漏れをしないよう各公園担当者、経理担当者、文書主任によるチェックを行います。</p>
44	R04	環境創造局	【意見16-1】	122	茅ヶ崎城址公園	花壇の手入れについて	<p>当公園の北郭において茅ヶ崎城址公園愛護会による花壇の設置を確認したが、花壇の範囲の見分けがつきづらく、枯れた花がそのままとなっている等、整備が行き届いていなかった。</p> <p>(中略)</p> <p>公園愛護会は地域の住民によるボランティア活動であることから、積極的な花壇の整備等は依頼しづらい側面はあるものと考えられるが、市から活動謝金として愛護会費が支払われていることを鑑みれば、花壇を整備しより魅力的な史跡である公園とすべく茅ヶ崎城址公園愛護会へのさらなる活動依頼を検討されたい。なお、愛護会費についても会費数年分の繰越金が発生していることから、併せて愛護会費の有効活用についての指導も検討されたい。</p> <p>なお、上記は現地往査時点の状況であり、令和4年11月30日に再訪したところ花壇は整備されていた。また、令和4年度の活動報告書においては、令和4年12月時点2回の花壇整備について記載を確認した。</p>	<p>公園愛護会は地域の住民によるボランティアであり、その活動は地域住民の善意により行われているものですが、引き続き花壇の状況確認を行います。また、花壇の状況に応じて必要な整備を行っていただくよう依頼しました。なお、愛護会費の繰越金の有効活用については、球根等の購入量を増やすと令和4年12月に聞いています。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
45	R04	環境創造局	【意見17-1】	124	三ツ沢公園	修繕等における費用の負担について	<p>令和元年度の事業報告書には、同年度における、台風15号・19号に関連する指定管理料の補正額及び台風復旧に関する業務の第三者委託実績の記載がある。</p> <p>(中略)</p> <p>台風復旧業務に関しては、指定管理料の補正が組まれ、一見すると、協定書第48条第3項の定めのとおり市が負担したように考えることも可能である。しかしながら、協定書第37条第1項に定めるとおり、指定管理料はあくまで指定管理者の収入であり、その用途を限定して支払われるものではない。</p> <p>上記を鑑みた場合、早急な台風被害からの復旧が必要であったとしても、その対応は、市が施設の設置者としての責務を全うすべきであり、施設の存続に関する維持管理については、市が自ら費用を負担し対応することを検討されたい。</p> <p>(後略)</p>	<p>令和元年度の台風15及び19号は、各地に甚大な被害をもたらし、本市の多くの公園でも倒木などの被害があり、三ツ沢公園においては、台風15号だけでヒマラヤ杉、桜など59本の倒木により園路を塞いだほか、幹・枝折れは238か所に及び、フェンス破損、放送ケーブル破損などの重大な被害があり、放置すれば来園者に二次災害などの危険が及ぶ状態でした。</p> <p>「三ツ沢公園管理業務仕様書4(2)事故・災害対策 シ」には「気象災害、震災発生後に見回りを実施して被害の状況を把握し、関係機関への速やかな報告及び二次災害の防止のための初期対応、市民対応、情報収集等を行い、北部公園緑地事務所に報告してください。危険箇所については、速やかに立入禁止等の一時処置や必要な復旧作業を行ってください。また、被害が大きい場合は、対応方法等を北部公園緑地事務所と協議してください。」との規定がある通り、施設の設置者として利用者の安全を守るという重要な責務を全うするためにも、指定管理者が必要な措置を速やかに行い、その後、協定書第48条により、市が費用負担することが適切であると考えます。</p> <p>また、三ツ沢公園公募要項4(5)リスク分担には、暴風、豪雨などの不可抗力による施設・設備の復旧費用は、市の負担とする旨が明記されており、指定管理者が負担した台風被害の復旧費用について市の補正予算により補てんを行いました。</p>
46	R04	環境創造局	【意見17-2】	125	三ツ沢公園	指定管理者が負担する水道光熱費について	<p>指定管理者から提出された令和3年度事業報告書に記載されている収支報告書においては、水道光熱費合計について予算現額と決算額との差異が大きいことがわかる。</p> <p>(中略)</p> <p>予算現額と決算額に大幅な乖離がある支出に関しては、指定管理者の予算編成自体が実態に即していない可能性もある。このため、予算現額が実態に即したものか否か改めて見直すよう、指定管理者への指導が必要であるものと考えられる。</p> <p>一方、水道光熱費のような指定管理者のノウハウによる影響が小さく、天候や気候に大きく左右される支出項目については、予算編成を見直すことに加え、年度での精算対象とすることも視野に入れた対応を検討されたい。</p>	<p>御指摘のとおり、本公園においては光熱水費の予算額と決算額に乖離がありました。令和3年度の指定管理者募集時、市が指定管理料上限額を決定する際に、直近数年間の実績を踏まえて光熱水費の額の見直しを図ったため、令和4年度決算においては乖離が縮小しました。今後の実績においても予算額と決算額との乖離は縮小するものと考えます。</p> <p>なお、指定管理者制度運用ガイドラインでは、指定管理料の精算等の手続きは原則として行うべきではないと定められています。また、光熱水費を含む指定管理料は、指定期間中は原則同一の金額としているため、年度ごとに精算を行うことは困難です。</p>
47	R04	環境創造局	【意見18-1】	128	谷本公園	青葉区下谷本町32-22の土地について	<p>横浜市保有土地情報一覧によると、谷本公園として使用されている青葉区下谷本町32-22の土地につき普通財産であることが確認できた。</p> <p>(中略)</p> <p>対象地は谷本公園のバスケットボールコートに使用されている状況にあり、かつ、普通財産が「経済的価値の発揮」を目的とし、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に行政執行に貢献させるため、管理処分されるべき財産であることを鑑みれば、対象地は本来行政財産であるべきものと考えられる。</p> <p>また、横浜市資産活用推進基金条例によれば、当基金は公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、市の事業の円滑な執行を図ることを目的としており、資産の保有は設置目的となっていないものと考えられることから、基金から一般会計への譲渡を検討されたい。</p> <p>(後略)</p>	<p>指摘を受け、検討を行った結果、令和5年度予算の範囲内で、所管換えを進めます。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
48	R04	環境創造局	【意見18-2】	129	谷本公園	谷本公園整備事業の進捗管理について	<p>青葉区内におけるスポーツのできる公園として整備が進められてきた。平成12年に起案及び決裁がなされており22年が経過した現在においても、土地取得に関して一部未了の状態が続いている。</p> <p>(中略)</p> <p>すでに土地を提供した市民及び近隣住民の公園に対する期待や現在青葉区内に野球場がないことを考慮すると事業の効果が早期に発揮されることが望まれ、また、現在遊休となっている公園予定地の管理コストを考えた場合、当初計画を上回る事業予算が必要となるようにも思われる。</p> <p>近隣住民との今後の関係性保持のため土地収用法の適用は避けたいとのことであるが、遊休地管理コストも踏まえたうえで事業予算の進捗管理を定期的に行い、最小の経費で最大の効果が得られるような本事業の推進を検討されたい。</p> <p>(後略)</p>	<p>本事業の進捗について検討を行いました。平成28年度以降、順次購入を進めているところであり、谷本公園の都市計画事業認可期間である令和9年度末の事業完了を目標として最小の経費で最大の効果が得られるよう、土地所有者の方の協力をいただきながら予算の範囲内で事業を推進し、購入を進めます。</p>
49	R04	環境創造局	【意見19-1】	133	(仮称)羽根沢公園	公園用地の整備計画について	<p>当公園予定地は、当該事業は名瀬小学校区の唯一の近隣公園として、かつ、名瀬・上矢部市民の森への玄関口としての整備が見込まれているが、非常に緑豊かであることから、名瀬・上矢部市民の森の一部としての活用も可能と思われる立地であった。</p> <p>今後の人口減少や少子高齢化などの社会情勢を考えると、当該公園予定地は起伏も激しく、国土交通省が推奨するようなバリアフリー化は大きく見込めない。</p> <p>公園の設計にあたっては、前述の社会情勢等もふまえ、場合によっては自然林に戻すことが出来るよう木遊具を採用するなど、「公園の数」にとらわれず先を見据えた設計を検討するよう要望する。</p>	<p>公園の設計にあたり、事業性と近隣の方の利用を両立した魅力的な公園となるよう、当該公園の立地条件を活かした事業の可能性について令和5年12月を目途にサウンディング型市場調査を実施します。</p> <p>令和6年度から、サウンディング型市場調査の結果や地域の要望等を踏まえ、公園の設計に着手します。</p>
50	R04	環境創造局	【指摘20-1】	135	こども自然公園	廃棄物品の事務処理について	<p>物品返納処理簿等に係る簿冊を閲覧したが廃棄洗濯機に係る物品返納等処理票(物品出納通知書)(第9号様式)は確認できなかった。</p> <p>また、備品出納簿(第12号様式)においても、洗濯機の購入に関する記載は確認できたが、廃棄に関する記載を確認することはできず、備品出納簿の減少欄に記載することなく、直接当該洗濯機を削除した可能性がある旨回答を受けた。</p> <p>横浜市物品規則第1条では「本市物品取扱事務の公正、確実かつ能率的な運営を図るため、その事務執行に関する根本基準を定め、あわせて物品の適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図る」ことを目的としている。</p> <p>横浜市物品規則に沿った事務処理が求められる。</p>	<p>令和5年2月3日に物品返納等処理票(物品出納通知書)の作成と物品出納簿への記載を行いました。</p> <p>物品管理についての認識不足が指摘事項の発生原因です。このため、物品管理担当者を対象として改めて 令和5年4月に指導を行い、所長、係長においても手続きについて確認を行いました。また、定期的に備品出納簿記載内容と現物の突合を行います。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
51	R04	環境創造局	【意見20-1】	136	こども自然公園	事業計画に沿った指定期間の設定	<p>「自然体験施設等維持管理マニュアル」によれば、10年から25年に一回行われる間伐・萌芽更新に係る維持管理業務や、技術や経験を有する者が実施にあたるべき枝打ちに係る維持管理業務も指定管理者の業務範囲に含まれるように見受けられる。</p> <p>上記を勘案した場合、5年という指定期間は短いようにも考えられ、自然資源の質を保持し、知識と専門性をより高めるためにも、横浜市としてのこども自然公園に係る事業計画に沿った長期的な指定期間による指定管理者の選定を検討されたい。</p>	<p>指定管理者制度運用ガイドラインでは、指定期間は5年を標準と定めており、本公園の指定期間も同様としています。</p> <p>また、同ガイドラインには「あまりに長い指定期間とすることは、市が指定管理者による管理運営の状況を見直す機会を減少させる」との記述があります。本公園の指定管理者は非公募選定であり、議会の議決を得られれば同一の指定管理者を継続して指定しますが、指定期間を5年間とし、3年目に第三者評価、4年目に行政評価を行うことで、運営上の課題等を認識し、施設の管理運営へのフィードバックを行うことで、施設の管理運営状況を向上させることが見込まれます。</p> <p>従って、長期的な指定期間による指定管理者の選定を検討した結果、現在の指定期間が適切だと考えています。</p>
52	R04	環境創造局	【意見20-2】	137	こども自然公園	こども自然公園洗濯機の購入(備品)手続について	<p>当該2契約については、洗濯機故障に伴う入れ替えとのことである。見積日は3月8日と3月22日であるため、故障が発生した日以降にそれぞれの見積書を入手したと考えられるが、共に契約日は4月1日であり、2台目の洗濯機の見積書を入手した3月22日の時点では、2台まとめて見積書を入手することが可能であったと考えられる。(中略)一般的には購入数量が多くなるほど単価は安くなる傾向にあり、また、購入の事務手続についてもまとめられるものは1回にまとめて処理することが効率的と考えられる。</p> <p>更に、横浜市における見積合せを省略できる金額が10万円未満と規定されているため、市の担当者は2人以上から見積書を入手するという事務手続を省略できるので、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる可能性がある。</p> <p>以上のことを鑑みた場合、当該2取引はあくまで1取引として2人以上からの見積書を徴したうえで業者選定が必要であったものとする。</p>	<p>指摘事項の発生原因は契約事務についての認識不足であるため、再発防止策として発注担当者を対象として契約事務について令和5年4月に改めて指導を行い、所長、係長においても契約事務の手続きについて確認を行いました。また、機械類の不調や劣化について早めに情報共有するよう令和5年4月に周知しました。</p>
53	R04	環境創造局	【意見20-3】	138	こども自然公園	一者随意契約による業者選定について	<p>本契約は、こども自然公園の桜について、治療や伐採などの措置が必要な樹木を調査し、当期以降の治療契約を検討することを目的として契約されたものである。市は、本契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、随意契約を行っており、(中略)当契約は「施工上の経験、知識を特に必要なとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき」に該当するものと考えられなくはない。</p> <p>しかしながら、過去より数年にわたって当園の樹木診断にあたっているものの、樹勢低下木が引き続き発生している現状においては、当契約が上記理由にて「入札に適さないもの」と判断できるかどうかについては疑問が残る。</p> <p>(中略)</p> <p>最低制限価格制度の導入趣旨が、価格低下による業務品質悪化を回避することを目的としているという点から考えるのであれば、随意契約においても一定の契約金額を維持すべきものであり、当契約金額は入札を回避するための金額設定と捉えられなくもない。</p> <p>また、随意契約理由書によれば、多数(30人以上)の樹木医の所属が随意契約の一つの理由として記載がなされているが、1社に所属し業務スタンスが同じ30人より、業務経験の異なる30人のほうが経験値は豊富で治療方法の検討や見直しに資する場合もある。</p> <p>当契約について、桜の樹勢回復次第になるかと思うが、こども自然公園を花の名所として早期に再生させるためにも、地方公共団体の契約時の原則である一般競争入札を見据えた業者選定を検討されたい。</p>	<p>本契約については随意契約理由書に記載しています通り、多数(30人以上)の樹木医の所属があり、多人数であることよりさまざまな知見を有しているため、過去より数年にわたって当園の樹木診断にあたっていることを事由として随意契約が適正と判断しておりましたが、ご指摘のような課題もふまえて、今後の契約については、地方公共団体の契約時の原則である一般競争入札を見据えた業者選定を検討し、競争入札により実施することとします。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
54	R04	環境創造局	【意見21-1】	142	中田中央公園	中田中央公園整備事業の進捗管理について	<p>泉区内におけるスポーツのできる公園として整備が進められてきた。平成6年に起案及び決裁がなされており28年が経過した現在においても、土地取得に関して一部未了の状態が続いている。(中略)</p> <p>令和3年度の中田中央公園整備事業に伴う用地取得に伴う、公園整備再開にあたり、現在取得済みの公園区域に対して、今後、改めて協議を行ったうえで道路の廃止を進める予定となっているとのことであるため、早急な協議が望まれる。</p> <p>また、すでに土地を提供した市民及び近隣住民の公園に対する期待や現在泉区内に公の球技場がないことを考慮すると事業の効果が早期に発揮されることが望まれ、現在遊休となっている公園予定地の管理コストを考えた場合、当初計画を上回る事業予算が必要となるようにも思われる。</p> <p>近隣住民との今後の関係性保持のため土地収用法の適用は避けたいとのことであるが、地権者との交渉が難航しており、かつ、球技場と自由広場設置区域の用地購入が完了した状況も鑑みれば、球技場及び自由広場の設置を早急に進め、それをもって中田中央公園の完成とするような事業計画の見直しも可能なように思われる。</p> <p>遊休地管理コストも踏まえたうえで事業予算の進捗管理を定期的に行い、最小の経費で最大の効果が得られるような本事業の推進及び見直しを検討されたい。(後略)</p>	<p>取得済みの公園予定地については、今年度基本計画をたて事業化していきます。土地取得未了地の扱いについても、基本計画の中で公園の機能面での検証を行い、必要に応じ事業計画を見直します。</p>
55	R04	環境創造局	【意見21-2】	144	中田中央公園	公園予定地の防護柵について	<p>当公園の現地視察を行ったところ、公園予定地の防護柵の一部に倒壊が見受けられた。写真右側の道路は誰でも通ることが可能であり、公園という性質上幼児や児童も通行の用に供しているものと考えられる。公園予定地への進入による事故等を防ぐためにも、早急に修繕を検討されたい。</p>	<p>令和5年8月に修繕しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
56	R04	環境創造局	【意見22-1】	146	都田公園	管理運営委員会の監督について	<p>①(中略)「運営費決算報告書」と「特別会計決算報告書(運営協力費)」の間での数字の転記が必要になるが、その転記に誤りが散見された。また、収入と支出の差額である次年度への繰越金額の計算にも誤りがある。毎年度の決算報告書等の受領時においては記載内容の確認及び誤っている際の記事方法指導が必要であるものとする。当該報告書の算式から考えると、管理運営委員会運営費振込口座残高と、当該決算報告書等の繰越金の金額は一致すべきものであると考えられることから、決算報告書の提出時にはその添付資料として管理運営委員会運営費振込口座残高がわかる書類の提出依頼を検討されたい。</p> <p>②(中略)令和2年度においては、運営費(謝金)が支出総額を上回っているにもかかわらず、運営協力費を集めている状況にある。</p> <p>さらに、運営協力費については、余剰金が発生しない金額を設定する旨が定められているにもかかわらず、令和3年度末において、運営費(謝金)の2年以上の繰越金が発生している。</p> <p>上記はマニュアルに反するものであることから、今後の余剰金の使用予定を確認し、その使用後においても余剰金があるのであれば、その余剰分の拠出者への返還も含め管理運営委員会への指導を徹底されたい。(中略)</p> <p>その拠出者が、多目的広場の場所的優先権、季節的優先権、予約優先権を得たような感覚に陥る可能性や、運営協力費を支払っていない者が一般利用枠・自由利用枠としても多目的広場を使いつらい状況に陥る可能性があることを鑑みれば、運営協力費は利用者からの任意の寄附金として集めるべき性質であるとする。</p> <p>③(中略)管理運営委員会の経費としては、活動や労務の対価を支払うべきではなく、あくまで「謝金」として社会通念上相当の金額を支払うべきであるものと思われる。</p> <p>また、任意団体といえども所得税法第6条に規定する源泉徴収義務者に該当するため、人件費の支出に関しては、その受給者の状況や支給形態(甲欄・乙欄、支給金額、日給・月給等)によっては、所得税を天引きの上、所轄税務署への所得税納付及び人件費受給者への源泉徴収票の発行等が必要となる。</p> <p>上記を踏まえたうえで、公園管理運営委員会からの人件費支出の可否、及び、人件費を認めるのであれば、源泉徴収事務に関する手順の明記を検討されたい。</p>	<p>①提出された報告書の確認不足が、誤りを見逃した原因であるため、提出された報告書すべての項目について細かく確認するように所内に令和5年4月26日に通知しました。また、決算内容等に疑義がある場合には追加資料の提出を求めてまいります。</p> <p>②管理運営委員会と繰越金と運営協力費について協議を行いました。繰越金については、利用者還元されるテント等の物品購入などを行う旨を令和4年9月に確認しました。運営協力費については、繰越金は発生しているものの整備等の運営上必要であるため引き続き徴収しますが、運営協力費の支払いの有無にかかわらず、公平に利用できる旨を令和4年8月に確認しました。また、上記の運営が適切に実行されているか聞き取りを行い、確認を徹底します。</p> <p>③報告書では「人件費」という項目になっているものの実態は「謝金」であるため、所得税法の規定には該当しません。今年度より決算報告書の記載を「謝金」と記載するよう依頼することとしました。</p>
57	R03	環境創造局	【意見24-1】	242	深谷町ふれあい公園(ハマヤク農園)	事業報告書の様式について	<p>最終的な報告は、地方自治法244条の2第7項に規定する年間事業報告書で行われるため、途中段階の月報及び四半期報告書においては、記載内容の範囲を絞る等の工夫をすることで、指定管理者の報告書作成事務労力を軽減するような工夫を検討されたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、現在、月報及び四半期報の報告内容について、指定管理者の負担軽減及び一層の効率化が図られるよう関係課、各指定管理者とも見直しに向けた協議をすすめており、令和5年度内に報告書様式の修正を行い、指定管理者に周知します。</p>
58	R03	環境創造局	【意見24-2】	244	深谷町ふれあい公園(ハマヤク農園)	指定管理者の帳簿と事業報告書との整合性	<p>現在の収支報告書においては、本事業に係る収支状況が正確に反映されていない項目もあり、各施設の指定管理者制度導入に関する有効性評価に資するものにならない可能性もあるため、改善が必要である。</p> <p>改善を行うにあたっては、所管課が対応する項目と横浜市全体として制度所管局で対応する項目が考えられる。例えば、様式9と様式11の不一致については所管課で対応するものである。一方、転記作業の効率化や消費税の税込と税抜の違いについては、横浜市全体として収支報告書の様式やその記載方法の見直しを行い、管理の有効性は確保し、より簡単に時間の掛からない報告様式を定めることが求められる。</p>	<p>令和3年11月、所管課が対応する項目として御意見をいただいた、様式9と様式11の自主事業費の不一致について、様式9に「様式11: 収支報告書の自主事業収入科目と一致すること」という注釈を記載し、各様式に記載する内容を明確化しました。</p> <p>横浜市全体として制度所管課で対応する項目として御意見をいただいた「収支報告書の様式やその記載方法の見直し」について、制度を所管する政策局共創推進課から、以下の考え方が示されましたので、横浜市全体で統一した対応をまいります。</p> <p>「収支報告書について法人の種類ごとに様式を統一することは、モニタリングの質を高めることに有効であると考えます。一方で、施設種別が多岐に渡り、かつ株式会社をはじめ、公益財団法人や公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人などの様々な団体が指定管理者となっている中、「種類ごとの様式の統一」は、十分に調査・検討のうえ、進めていくべきと考えます。今後、指定管理者へのモニタリング等を踏まえながら、施設別・法人別の収支報告書そのもののあり方について、まずは考え方の整理を行ってまいります。」</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
59	R03	環境創造局	【意見24-4】	246	深谷町ふれあい公園 (ハマヤク農園)	付帯設備・電気設備の管理状況について	堆肥置き場については、整備段階では堆肥置き場として想定していたが、当施設の立地上、堆肥生成の原料となる落ち葉等の採集が出来ないことから現在は使用していない。現段階で指定管理者に堆肥置き場として活用を求めることは困難なため、本スペースを堆肥置き場以外にも含め有効活用することが望まれる。	令和4年度までの前指定管理者は本スペースの活用案がありませんでしたが、令和5年度からの現指定管理者は、本公園のほかバンドリングにより管理している和泉アカシア公園及びひらが丘公園から発生する落葉等を堆肥生成の原料として本公園の堆肥置き場に集約し、本スペースを本来目的の堆肥置き場として8月から使用しています。